【資料８】

事　務　連　絡
令和５年 12 月 22 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の
第９期介護保険事業計画期間における取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業（以下「介護用品支給事業」という。）については、平成 27 年４月からの第６期介護保険事業計画において、原則、任意事業の対象外とし、平成 26 年度に介護用品支給事業を実施していた市町村に限り、例外的な激変緩和措置として、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年６月９日老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）において定める要件の下で実施することは差し支えないこととしています。

＜これまでの激変緩和措置の内容＞
- 第６期介護保険事業計画期間（平成 27 年度から平成 29 年度まで）
 平成 26 年度時点で介護用品支給事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとすること。
- 第７期介護保険事業計画期間（平成 30 年度から令和２年度まで）
 「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件とすること。
- 第８期介護保険事業計画期間（令和３年度から令和５年度まで）
 高齢者本人や世帯員の所得に応じた支給制限や、新規利用者について、個別の状況を踏まえて支給の必要性を判断することを実施の要件とすること。

これらの経緯を踏まえ、介護用品支給事業の廃止・縮小方針は継続しつつ、近年の物価高騰等にも配慮する観点から、第９期介護保険事業計画期間における「介護用品支給事業」について、下記のとおり取り扱うこととしますので、あらかじめご了知のうえ、貴管内市区町村に周知いただきますようお願いします。

なお、これに伴う「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年５月 23 日厚生労働省発 0523003 号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び実施要綱の改正は、追って行うこととしています。

記

１．本取扱いの対象期間
令和６年４月１日から令和９年３月 31 日（第９期介護保険事業計画期間）

２．対象市町村
平成 26 年度に介護用品支給事業を実施している市町村のうち、令和５年度に介護用品支給事業を実施している市町村であって、第９期介護保険事業計画期間において市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた計画的な事業の廃止・縮小に向けた取組を行う市町村

３．支給対象者及び支給要件（第８期介護保険事業計画期間中と同様）

（１）本人課税（第６段階以上）の新規・既存利用者については、対象外とする。本人非課税・世帯員課税（第４～５段階）の新規・既存利用者については、年間６万円の支給上限を設ける。

（２）新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することとする。

具体的には、以下の方法により必要性を個別判断することとする。ただし、要介護４以上の者については、以下の方法によらず、必要な者に該当することとしても差し支えない。

①　市町村職員は、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする（※）。

※　例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。

②　要介護認定を受けていない者からの申請や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており、認定調査票では必要性が確認できない場合（状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など）については、市町村職員は、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。

確認に際しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に依頼することも可能とする。

４．介護用品支給事業に係る地域支援事業交付金の額

第９期介護保険事業計画期間中における介護用品支給事業に要する費用に対する地域支援事業交付金の額は、原則として、地域支援事業交付金の予算の範囲内かつ介護用品支給事業に係る令和５年度の対象経費支出予定額（※）の範囲内（国の交付額は当該額に 38.5％を乗じて得た額）とする。

その上で、実施市町村における高齢者の所得段階が下がることや要介護度が悪化するなどのやむを得ない事情により計画的な取組の実施に支障がある場合は、地域支援事業交付金の予算の範囲内かつ介護用品支給事業に係る令和５年度の対象経費支出予定額（※）に物価の状況その他諸般の事情に鑑みた率（1.073）を乗じた額の範囲内（国の交付額は当該額に 38.5％を乗じて得た額）で交付することとする。

※　地域支援事業交付金の令和５年度当初交付決定に関する交付申請にあたり、市町村が、交付要綱別紙様式第２様式２（令和５年度任意事業実施計画書）において、事業名「⑬介護用品の支給」の事業費欄に記載した額を指す。

５．留意事項

実施市町村においては、上記取扱いが第９期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、当該期間における市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実行することとされたい。

以上